

平成23年



# 年末の交通安全県民運動

## 実施要綱



実施期間

12月13日(火)~12月22日(木)

スローガン

一滴が涙に変わるその飲酒



交通安全図画最優秀作品（平成22年度知事賞）  
長崎市立緑が丘中学校2年（当時）

中 畑 真美子 さんの作品

重 点

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

特別広報

夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

## 目的

県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの向上及び交通環境の改善に取り組むことにより、交通安全思想の普及と浸透を図り、交通事故を防止することを目的とします。

## 運動の進め方

実施機関・団体は相互に連携し、組織の特性を生かした計画を策定し、積極的な取組を行い、県民総参加の運動として展開されるよう努めましょう。

また、取組に当たっては運動終了後も取組が持続されるよう努めましょう。

### 重点

## 1

# 飲酒運転の根絶

### 1 推進項目

飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを広く訴え、県民一人ひとりに飲酒運転根絶意識が浸透するよう次の項目を推進します。

- (1) 飲酒運転根絶のための広報啓発
- (2) 飲酒運転根絶のための環境づくり
- (3) 飲酒運転根絶のための交通安全教育



### 2 実施項目

#### 運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意思を持ちましょう。
- 飲酒の予定があるときには、その日は公共交通機関を利用するなど、車を運転していかないように心掛けましょう。
- 前日の酒が残っている状態で運転すれば、飲酒運転になることを認識しましょう。

#### 家庭・学校では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性、事故の悲惨さを話し合い「飲酒運転をしない、させない、車を運転する人には酒を出さない、飲ませない」等、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 酒を飲んだときの迎えなど交通手段について、家庭で話し合っておきましょう。

#### 地域・職場では

- 地域のイベントや会合で「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」などの飲酒運転根絶意識の浸透を図りましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を実施したり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。
- 飲食店などの酒類提供業者は、運転する客人に酒類を提供しないようにしましょう。

#### 実施機関・団体では

- いろいろなメディアを活用して、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。
- 飲酒ゴーグルなどを活用した参加・体験型の講習を実施し、危険性についての認識を高めましょう。
- 運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止を徹底しましょう。
- ハンドルキーパー運動の一層の推進を図りましょう。

### 重点

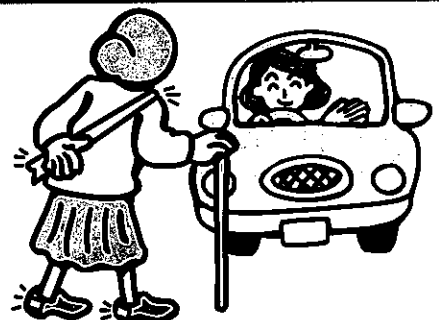
## 2

# 高齢者の交通事故防止

### 1 推進項目

高齢者自身の交通安全意識の浸透を図るとともに、高齢者に優しい環境づくりを目指して次の項目を推進します。

- (1) 反射材用品の利・活用の促進
- (2) 高齢者に対する保護気運の醸成
- (3) 交通事故実態を踏まえた効果的な交通安全教育
- (4) 安全な交通環境づくり



## 2 実施項目

### 高齢者(歩行者・運転者)は

- 高齢者の皆さんは、身体機能の衰えを自覚し、ゆとりをもった安全行動・安全運転に努めましょう。また、体調不良の時は運転を控えましょう。
- 高齢運転者は、「高齢運転者マーク」を表示しましょう。
- 夜間・早朝に外出する際は、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。
- 警察や自治体などが開催する交通安全講習会等に積極的に参加しましょう。

### 地域・職場では

- 地域全体で高齢者を守ろうとする気運を高めましょう。
- 事業所等では、朝礼等を利用して、高齢者を見かけたら速度を控える等、思いやりのある運転をするよう指導しましょう。
- シルバーゾーンなど、高齢者が多く利用する地域の安全点検を行いましょう。

### 運転者は

- 歩いている高齢者の近くを通過するときは、速度を控え、思いやりのある運転に心掛けましょう。
- 「高齢運転者マーク」の付いた車には、幅寄せ、無理な追い越しなどをせず、「思いやり、ゆずりあい運転」に心掛けましょう。

### 家庭・学校では

- 身近で起きた高齢者の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者が夜間・早朝に外出する際は、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品等を身につけるよう促しましょう。

### 実施機関・団体では

- 街頭指導の際は、高齢者への保護・誘導と積極的な指導を行いましょう。
- 高齢者の交通事故実態を踏まえた抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。
- 各種会合などの機会を通じて、交通安全教育を推進しましょう。

重点  
3

## 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

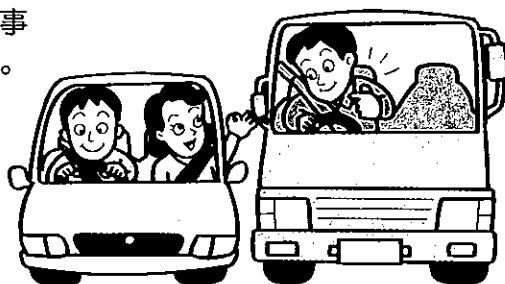
### 1 推進項目

シートベルトとチャイルドシートは着用が義務化され、交通事故時の被害軽減に有効であることから、次の項目を推進します。

- (1) 全ての座席のシートベルト着用徹底のための啓発
- (2) シートベルトとチャイルドシートの着用効果の周知

注：平成23年9月末現在、長崎県内ではシートベルト非着用で4人死亡、着用していれば3人が生存可能と推定（県警データ）

- (3) チャイルドシートの正しい使用の啓発



### 2 実施項目

#### 運転者は

- 後部座席を含む全ての席の人が、シートベルト等を正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょう。
- シートベルト等の全席着用確認後の発進を実践しましょう。
- 6歳未満の子どもを乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを座席にしっかりと固定し、正しく使用しましょう。

#### 家庭・学校では

- 家族みんなの繰り返し声掛けで、シートベルト等の正しい着用の実践と習慣化を図りましょう。
- 学校・幼稚園等では、児童・生徒・幼児及び保護者に対し、シートベルト等の着用効果を提唱して「車に同乗するときは必ず着用する」ということを機会あるごとに繰り返し指導しましょう。

**地域・職場では**

- 各種行事や町内会広報誌、チラシなどを活用し、全ての座席でシートベルト等の着用を徹底しましょう。
- 事業所では、あらゆる機会を捉え、全ての座席でシートベルト等の着用の必要性と効果について繰り返し指導しましょう。

**実施機関・団体では**

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務及び着用効果について周知を図りましょう。
- チャイルドシートの安全性能に関する情報を提供し、正しい取り付け、使用について周知を図りましょう。

# 知って下さい！飲酒運転の罪の重さを！

## 酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転すること。

- 罰則** 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金
- 違反点** 35点→免許取消し



## 酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気1ℓ中に0.15mg以上で運転すること。

- 罰則** 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金
- 違反点** 13点→免許停止  
(0.15以上0.25mg未満)  
25点→免許取消し  
(0.25mg以上)

※( )内の数値は呼気1ℓ中のアルコール濃度

## 飲酒運転周辺者も厳罰です

### 車両提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為にあたり、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。

- 運転者が酒酔い運転をした場合**
- 罰則** 5年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

- 運転者が酒気帯び運転をした場合**
- 罰則** 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

### 酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。

※処罰対象は飲食店や酒類販売店などの営業者に限らず、個人も対象となります。

- 運転者が酒酔い運転をした場合**
- 罰則** 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

- 運転者が酒気帯び運転をした場合**
- 罰則** 2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

### 飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように要求・依頼し、その運転者が飲酒運転する車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為となります。

- 運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合**
- 罰則** 3年以下の懲役または  
50万円以下の罰金

- 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合**
- 罰則** 2年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

## 県下統一行事

12月13日(火)	広報活動強化の日	歩行者やドライバーに交通安全運動への積極的な参加を呼びかけます。
12月16日(金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
12月19日(月)	街頭指導活動強化の日	シートベルト着用指導や登下校指導をはじめ、高齢者の歩行中における危険行動等について街頭指導を強化します。
12月22日(木)	保護誘導活動強化の日	子どもや高齢者等の保護誘導活動を推進します。

平成23年長崎県交通安全年間スローガン

**守ろう交通ルール 高めよう交通マナー**